気象警報および交通機関の運休に関する対応

１．気象警報および交通機関の運休が発生した場合、次の規定により対応する。
　東京２３区東部に、特別警報または大雨・洪水・暴風・大雪の警報がいずれか１つでも発令されている場合は、以下の通りとする。
※　２３区東部とは、江東・江戸川・墨田・葛飾・足立・荒川・台東

	確認時刻	警報発令中	解除の場合
①	●当日午前　７：００現在	自宅待機	平常授業　（　８：３０ＳＨＲ）
②	●当日午前　９：００現在	自宅待機	３時限より授業（１０：３０ＳＨＲ）
③	●当日午前１１：００現在	自宅学習	５時限より授業（１３：００ＳＨＲ）

２．交通機関の運行状況に伴う授業の取り扱いについては、ＪＲ総武線・東武スカイツリーライン線・東武亀戸線のいずれか１つでも運行停止の場合は、１．に準ずるものとする。

３．午前１１時以降に継続して気象警報が発令または上記２の交通機関が運休している場合は休校とする。

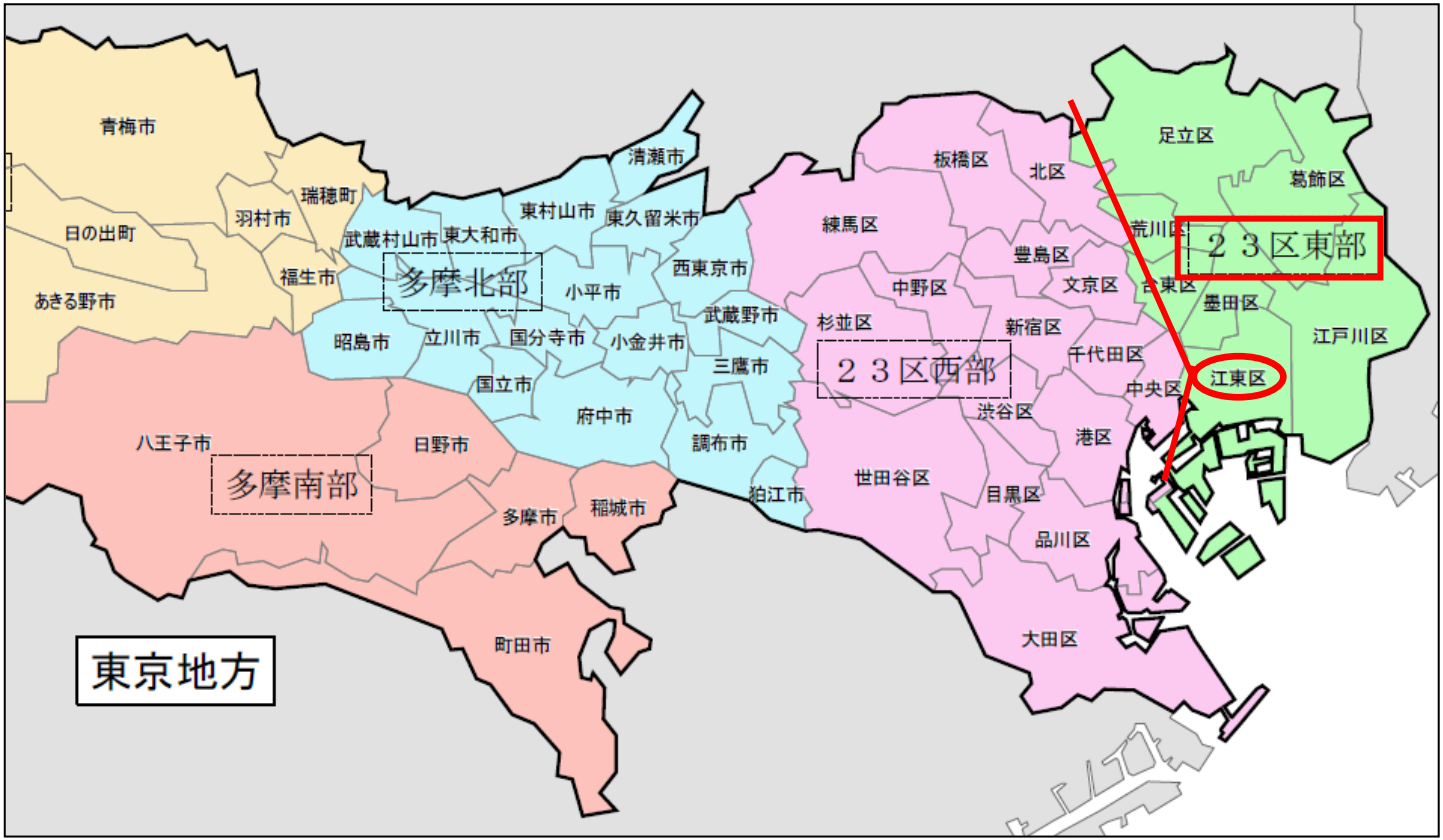
東京地方
多摩北部
多摩南部
２３区西部
２３区東部
青梅市
瑞穂町
羽村市
日の出町
あきる野市
福生市
武蔵村山市
東大和市
東村山市
東久留米市
清瀬市
西東京市
小平市
武蔵野市
昭島市
立川市
国分寺市
小金井市
三鷹市
国立市
府中市
調布市
八王子市
日野市
多摩市
稲城市
町田市
狛江市
練馬区
板橋区
北区
足立区
葛飾区
荒川区
豊島区
文京区
台東区
墨田区
江戸川区
中野区
杉並区
新宿区
千代田区
中央区
江東区
渋谷区
港区
世田谷区
目黒区
品川区
大田区